平成３１年労第１３号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成２９年１２月７日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第２　事案の概要

１　請求人は、平成２７年７月１日から、会社Ａにおいて、メモリチップ製造工程のオペレータ業務に従事し、平成２８年６月、Ｂに所在する会社Ｃ（以下「会社」という。）に転籍出向し、電池カバーの製造業務などに従事していた。

２　請求人によると、平成２８年１２月２０日午前２時頃、作業場において、同僚から安全靴を着用した足で尾骨部を蹴り上げられ負傷したという（以下「本件災害」という。）。請求人は、平成２９年１月８日、Ｄ医療機関を受診し、「尾骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され療養するとともに、同月２５日、Ｅ施術機関を受診し、「尾骨骨折」の傷病名で療養した。

３　本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

４　請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成３０年１２月２６日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

５　なお、本件請求とは別に、請求人は、平成２８年１２月８日に同僚から暴行を受け負傷したとして、療養補償給付の請求をし、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、令和２年３月１６日付けをもって棄却している（平成３１年労第１４号事件）。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、次のとおり主張するので、以下検討する。

（２）本件災害の発生状況について

ア　請求人は、「平成２８年１２月２０日の午前２時頃、会社第２工場１階で勤務中、前工程の作業が停止し待機となったため、同工場の１号機と６号機の間のスペースで、Ｆと話をしていたところ、同棟第１工場で勤務中のＧが現れ、突然、請求人の後方から安全靴を履いた状態で請求人のでん部を蹴り上げた。」と主張している。

イ　一方、Ｇは、平成２８年１２月２０日の請求人に対する暴行について、「私には一切心当たりがありません。」と述べ、否定している。

ウ　そこで、請求人が暴行の目撃者であると述べるＦの申述をみると、Ｆは、「請求人は私をＧの暴行の目撃者としているが、全く心当たりがない。業務中に請求人と私が話をしている最中に請求人が蹴られたという記憶はなく、そのような事実はなかった。」旨述べ、Ｇの暴行の事実を否定している。

エ　また、請求人は、平成２８年１２月１２日に同僚から暴行・暴言を受けているとして、会社に報告した後、同月２８日に会社関係者であるＨ及びＩと面談しているが、同席においても本件災害があったことを主張していない。

オ　さらに、請求人は、平成２９年１月１９日、本件災害について、警察署に被

害届を提出し、同署は事情聴取や現場検証を行い、同年７月１９日に不起訴処分となっているが、請求人は、「検察庁からは、証拠不十分だったため不起訴処分としたと聞いている。」と述べている。

カ　加えて、請求人は、録音データを提出し、「Ｇは、平成２８年１２月２０日に請求人を蹴ったとの発言をしている。」旨の主張をし、当該録音データの審査官による反訳には、Ｇの「蹴った」との記載が認められるが、同日に請求人を蹴ったとの発言とは認められず、むしろ、決定書理由に記載のとおり、請求人の「請求人はＧを蹴っていない。」旨の発言に対してＧが請求人から蹴られた旨を述べたものと認められるものであり、Ｇのその余の発言は、請求人を同日に蹴ったことを否定している。

キ　以上のことを総合すると、本件災害が発生したことは認められない。

（３）したがって、本件傷病が業務上の事由によるものということはできない。

３　結　　論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和２年３月１６日